

令和3年12月24日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県食の安全・安心審議会
会長 山田 とし子

食の安全・安心の確保の推進に関する指針の策定について（答申）

令和3年10月21日付け生衛第2236号をもって諮問のあった標記について、当審議会において慎重に審議した結果、次の結論に達した。

また、今後、標記の指針に基づく施策を実施するに当たり、次の事項に配慮されるよう、審議会として意見を具申する。

〔結論〕

当審議会に示された食の安全・安心の確保の推進に関する指針については、神奈川県食の安全・安心の確保推進条例（平成21年神奈川県条例第58号）第8条第1項に規定する食の安全・安心の確保の推進に関する指針として適切な内容であると認める。

〔意見〕

- 1 「リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）」の取組みの推進にあたっては、関係機関、関係団体等と連携し、県民を含めた関係者間の理解が深まるよう、わかりやすく情報提供するとともに、多くの県民からの多様な意見を聞く機会を確保する工夫を行うこと。
また、より多くの関係者と情報の共有や相互理解を図るため、県が実施する事業について、積極的に周知すること。
- 2 食品表示の適正の確保について、食品関連事業者へ適切な助言指導を行うとともに、県民の理解を深めるため、積極的な情報発信を行うなど、適正に推進すること。

以 上